

# 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会(第3回)

日 時 令和元年5月30日(木)  
午後1時00分～  
場 所 公設地方卸売市場青果棟  
2階会議室

## 第21期(平成30～令和2年度)苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会

### 1) 開 会

### 2) 報告事項

1. 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会委員の変更について 資料1 P1
2. 苫小牧市公設地方卸売市場経営展望(成案)について 資料2 P2
3. 東北青果㈱の業務開始日及び営業場所について 資料3 P6

### 3) 協議事項

1. 先進都市視察研修について 資料4 P8
2. 花卉部セリ開始時間の変更について 資料5 P12

### 4) その他

1. 消費税軽減税率制度について 資料6 P14
2. その他

## 2) 報告事項

## 1. 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会委員の変更について

苫小牧市公設地方卸売市場条例第12条に基づき、下記のとおり委員を解任し、補欠として委員を委嘱しました。

## 記

- ・ 解任委員 苫小牧駒澤大学  
准教授 田崎 悦子 (退職)
- マルトマ苫小牧卸売株式会社  
代表取締役社長 菅原 正樹 (退職)
- ・ 就任委員 マルトマ苫小牧卸売株式会社  
代表取締役社長 西田 浩一 (代表取締役就任)

## 2. 苫小牧市公設地方卸売市場経営展望(成案)について

### 1). パブリック・コメント(市民からの意見募集)の実施結果について

- ・ 案 件 名 苫小牧市公設地方卸売市場経営展望(素案)について
- ・ 募集期間 平成31年4月16日～令和元年5月15日(30日間)
- ・ 募集内容 提出意見なし

### 2). 今後の予定について

- ・ 6月 苫小牧市議会文教経済委員会報告  
北海道へ報告  
経営展望公表(ホームページ・関係団体配布)



苫小牧市役所 > 市民からの意見の募集 (パブリックコメント) > 意見募集の結果 > 苫小牧市公設地方卸売市場経営展望 (素案)について

ツイート いいね! 0

## 苫小牧市公設地方卸売市場経営展望(素案)について

### 苫小牧市公設地方卸売市場経営展望 (素案) について

案件名 (政策(規則等)の題名)	苫小牧市公設地方卸売市場経営展望 (素案) について
意見提出期間	平成31年4月16日～令和元年5月15日(30日間)
意見提出人数	提出意見なし
提出意見件数(項目)	提出意見なし
提出意見と市の考え方(提出意見を考慮した結果とその理由)	提出意見なし
市民からの意見を募集したときのページ	<a href="#">苫小牧市公設地方卸売市場経営展望 (素案) について市民からの意見を募集しています。</a>
関連情報	特になし
担当部課名・お問い合わせ	〒053-0004 苫小牧市港町2丁目2番2号 苫小牧市 産業経済部 産業振興室 公設地方卸売市場 電話 0144-34-2373 ファックス 0144-31-2152

## 意見募集要項

### 1 意見募集案件名

苫小牧市公設地方卸売市場経営展望（素案）について

### 2 資料等の入手方法

- ・市のホームページ
- ・公設地方卸売市場青果棟2階管理室（担当課窓口）
- ・市役所本庁舎2階市民情報コーナー
- ・その他  
勇払出張所、沼ノ端出張所、COCOTOMA、各コミュニティセンター（豊川、沼ノ端、住吉、のぞみ）、植苗ファミリーセンター

### 3 意見の提出方法

#### （1）意見提出フォーム

市ホームページ上の意見募集中の「苫小牧市公設地方卸売市場経営展望（素案）について」のページから「意見提出フォームへ」のリンクをクリックしてください。ご意見及び必要事項を入力後、**確認**ボタンをクリックし、入力漏れがないか確認してください。確認が終わりましたら**送信**ボタンをクリックしてください。ご意見が2000字を超える場合は、ファイルを添付して送信してください。

#### （2）電子メール、郵送、ファックス、直接持参

「意見提出」に住所、氏名を、法人その他の団体にあつては、所在地、団体名、代表者名、意見提出担当者名を明記の上、提出期限までに次のいずれかの方法により提出してください。

##### ア 電子メール

アドレス：[itiba@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:itiba@city.tomakomai.hokkaido.jp)

※電子メールにより提出した場合は、メールの受信を確認した旨を返信します。受信確認の返信がない場合は、担当までご連絡をお願いします。

##### イ ファックス

FAX 番号：0144-31-2152

送付する前に担当課へ電話連絡をお願いします。

ウ、書面の持参又は郵送

- ・書面によることを原則としますが、意見内容を保存した磁気ディスク等（CD-R、USBメモリ等）での提出も可能です。  
ただし、磁気ディスク等で提出された場合は返却できませんのでご了承ください。
- ・言語は日本語に限ります。
- ・電話又は口頭での、ご意見の受付はいたしませんので、ご了承ください。
- ・意見をデータで提出される場合は、マイクロソフト社の Word と互換性のない形式の使用を希望される場合は、担当までお問い合わせください。

【郵送】〒053-0004 苫小牧市港町2丁目2番2号

苫小牧市公設地方卸売市場

【持参】苫小牧市公設地方卸売市場 青果棟2階管理室

受付時間 午前8時30分から午後5時00分まで（土・日曜、祝日除く）

4 意見募集期限

令和元年5月15日（水）まで（郵送の際は締切日の消印有効）

5 その他留意事項

- ・提出していただく意見には、案のどの部分についての意見であるのか分かるように、案に対する該当箇所を明記してください。
- ・この「市民からの意見の募集（パブリックコメント）」は、政策の案に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・提出された意見の内容については、案を検討する際に参考とさせていただきます。また、提出された意見については、住所、氏名などを除いて、市のホームページなどで公表します。
- ・これらの個人情報には、厳正に管理し、他の目的に使用することはありません。また、この意見書は返却いたしません。また、いただいたご意見に対して個別の回答もいたしませんのでご了承ください。

6 担当課（お問い合わせ先）

〒053-0004 苫小牧市港町2丁目2番2号

苫小牧市公設地方卸売市場 青果棟2階管理室

電話：0144-34-2373

ファックス：0144-31-2152

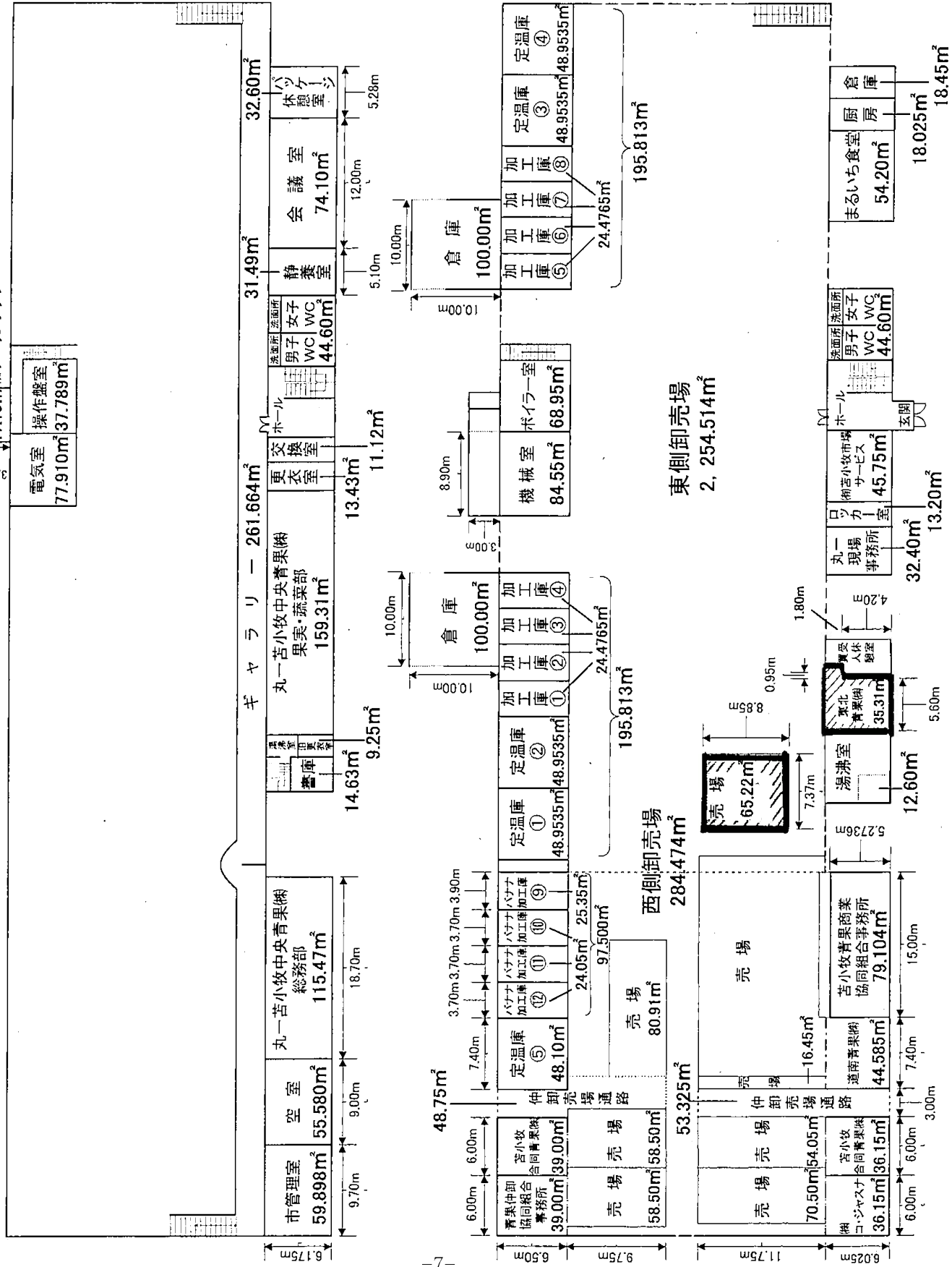
電子メール：[itiba@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:itiba@city.tomakomai.hokkaido.jp)

### 3. 東北青果(株)の業務開始日及び営業場所について

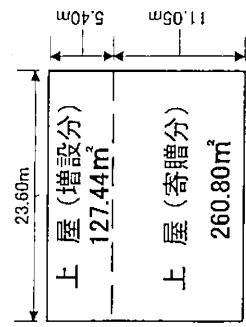
平成31年2月20日付で、青果部へ新規承認いたしました仲卸人の業務開始日及び営業場所について、下記のとおりとなりましたので報告します。

仲卸人氏名	東北青果株式会社
業務開始日	令和元年7月1日予定
事務所・売場	別紙のとおり

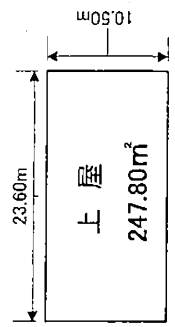
# 苫小牧市公設地方卸売市場「青果市場面積割図」



2階平面図



1階平面図





## 3) 協議事項

## 1. 先進都市視察研修（案）について

日 時	令和元年7月23日（火）～24日（水） 又は7月25日（木）～26日（金）
視察場所	1日目 苫小牧市公設卸売市場出発（11時頃） 共和町果物産地見学（14～15時頃） 札幌市宿泊（情報交換会） 2日目 札幌花き地方卸売市場セリ等見学（8～10時頃） 苫小牧市水産加工場見学/マルゼン食品株 （13～14時頃） 苫小牧市公設卸売市場解散（15時頃）

【 札幌花き地方卸売市場 】 札幌市を中心とした周辺地域の方に新鮮な切り花、鉢物、花束、飾りなどを提供しています。

## 札幌花き地方卸売市場

交通アクセス 個人消費流通方針について 札幌花き地方卸売市場

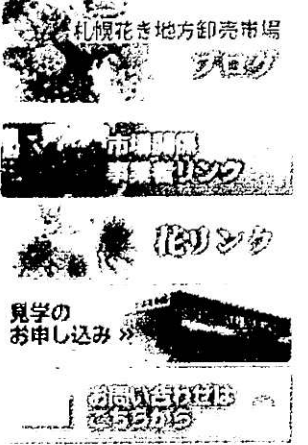
### 札幌花き地方卸売市場について



ホーム < 札幌花き地方卸売市場について < 札幌花き地方卸売市場の紹介

- 札幌花き地方卸売市場について
- 札幌花き地方卸売市場の紹介
- 地方卸売市場のしくみ
- 市場・施設の概要
- 札幌花き地方卸売市場の一日
- 取扱状況データ(年別)
- 取扱状況データ(月別)
- 開市日カレンダー
- 開設者について

- 品評会
- 北海道花き品評会 切花の部
- 北海道花き品評会 鉢花の部



### 札幌花き地方卸売市場の紹介

#### 経緯



札幌花き地方卸売市場は、国・道の卸売市場整備計画に基づいて、市内に分散していた3つの花き卸売市場を移転統合し、新たに札幌流通圏を中心とした拠点市場として、昭和56年4月に開設いたしました。

—昭和55年度地方卸売市場施設整備事業—

その後、取扱量が順調に増え、卸売場をはじめとする諸施設が狭あいとなったため、施設の増設が計画、実施され、昭和62年11月に増設施設が完成いたしました。

—昭和62年度地方卸売市場施設整備事業—

また、62年の増設後も予想を上回る勢いで取扱量が伸び、市場施設が狭あいとなり、加えて、今後も札幌市および周辺地域の人口の増加、個人消費の伸びが見込まれ、さらに稲作転換等による生産増、輸入花きの増加も見込まれることなどから、狭あい化を解消して、その後の円滑な花き流通を確保するため、再度、増設が計画され、平成4年11月に増設市場施設が完成いたしました。

—平成4年度地方卸売市場施設整備事業—

平成12年11月からは手狭であった、切花棟の仲卸売場の増設、改修工事に着手、平成14年4月には、一連の工事がしゅん工、現在の施設規模になっています。

[このページのTOPへ](#)

### 役割

花き園芸品は、市民の日常生活に欠かせないものですが、この市場は、札幌市を中心とした周辺地域の消費者に、新鮮かつ豊富でしかも安定した価格により供給し、道内の花き市場流通の5割以上扱うなど、中核的役割を担っており、平成13年度策定の第7次北海道卸売市場整備計画において、北海道の中核的拠点市場として位置付けられております。



[このページのTOPへ](#)

### 開設者

この市場の開設者(株式会社札幌花き地方卸売市場)は、適正な取引の推進等の観点から札幌市も出資した株式会社です。これは、地方公共団体と民間とが一体となり、それぞれの責任と権限を分担し経済性、能率性を追及していこうとするもので第3セクター方式と呼ばれています。



[開設者について>>](#)

[このページのTOPへ](#)

開設者 株式会社札幌花き地方卸売市場

〒005-0030 札幌市白石区流邊センター7丁目1番5号 TEL: (011)392-1432 Fax: (011)393-1731

Copyright©2007 Sapporo Flower Wholesale Market CO.,LTD. All rights reserved.

# 苫小牧市 観光情報



とまちょっぷ

苫小牧市観光情報 > 特産品・ご当地 > 苫小牧市認定特産品 > マルゼン食品(株)

ツイート

## マルゼン食品(株)

住所 苫小牧市字樽前6-13  
 電話 0144-67-6662  
 FAX 0144-67-6896  
 URL <http://maruzen-hokki.com/>

**29 マルゼン食品株式会社** 苫小牧市字樽前6-13  
 TEL 0144-67-6662  
<http://maruzen-hokki.com/> FAX 0144-67-6896



1. 苫小牧産  
砂出し活北寄貝 時価
2. 北寄片貝 5枚入 1,250円
3. 北寄醤油 120cc 435円
4. 湯引き北寄貝  
(ブランチング) 500g 3,300円

●販売店 マルゼン食品株式会社

◆砂出し活北寄貝は、無菌海水により砂出ししています。◆北寄片貝は、片貝を外し、湯せん、急速冷凍して旨味を閉じこめました。解凍により簡単にいただけるので、急なおもてなしに☆◆北寄醤油は、魚醤と煮汁をベースに作製。刺身や隠し味等広く使えます。◆湯引き北寄貝は、北寄貝の旨味成分をしっかりと包み込むように仕上げ、砂出しもしてありますので、流水又は自然解凍してそのままお召し上がりください。



### お問い合わせ

産業経済部産業振興室観光振興課  
 053-0022  
 北海道苫小牧市表町5丁目11番5号 (ふれんどビル テナント棟3階)  
 電話 : 0144-32-6448  
[フォームからのお問い合わせ \(リンク\)](#)

## 2. 花卉部セリ開始時間の変更について

令和元年5月16日付で、苫小牧中央花卉株式会社より、セリ開始時間の変更の申し出がありました。

セリ開始時間      午前8時30分

変更期間          令和元年11月1日～通年

変更理由          ①買受人より要請

②業務の効率化

#### 第4条(2) 販売開始の時刻の変更

《変更前》

取扱品目の部類	期間	時刻
花卉部	4月1日から10月31日まで	午前8時30分
	11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時



《変更後》

取扱品目の部類	期間	時刻
花卉部	通年	午前8時30分

※買受人より要請、業務の効率化のため。

5) その他

1. 消費税軽減税率制度について

- 1) 令和元年5月16日～17日神奈川県川崎市で開催された『全国公設卸売市場協議会通常総会』において、講演資料について情報提供します。

# 資料

財務省主税局税制第二課  
2019年5月

## 軽減税率制度について

実施時期

令和元年（2019年）10月1日（消費税率引上げと同時）

適用税率

標準税率 10%（消費税率 7.8% 地方消費税率 2.2%）

軽減税率 8%（消費税率 6.24% 地方消費税率 1.76%）

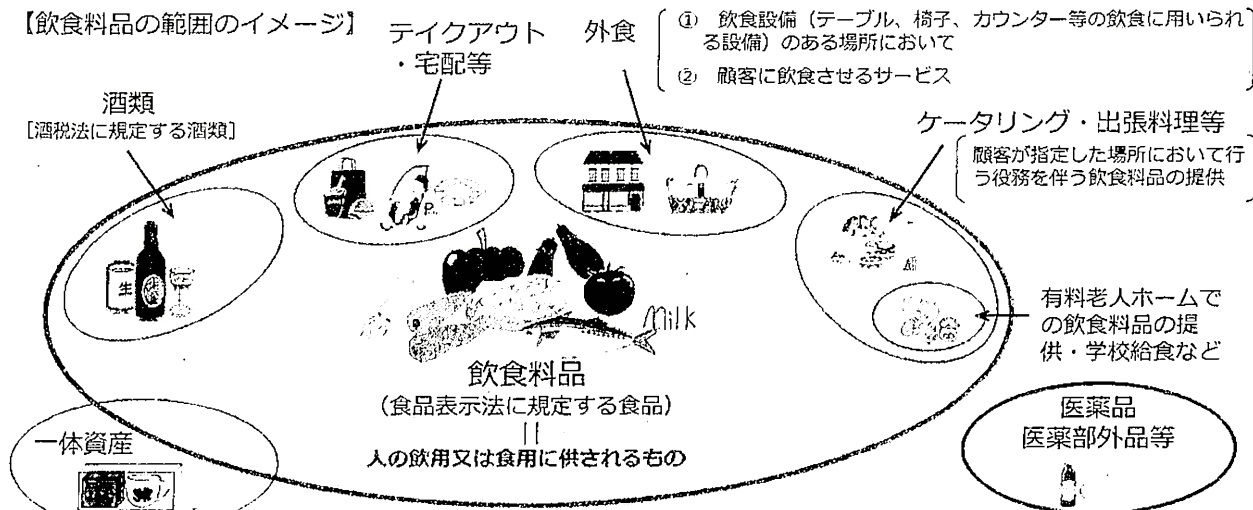
※ 現行の8%（消費税率 6.3% 地方消費税率 1.7%）



## 軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食等を除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

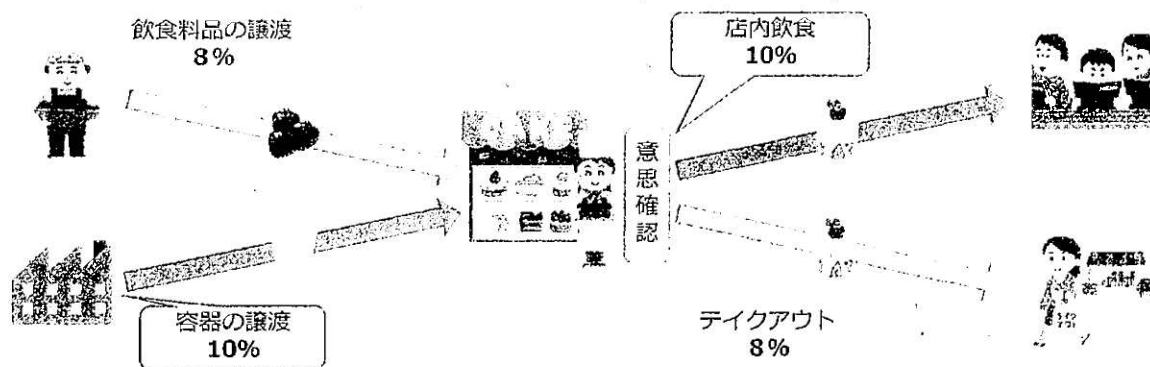
【飲食料品の範囲のイメージ】



「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。  
 「一体資産」のうち、**税抜価格が1万円以下**であって、**食品の価額の占める割合が2/3以上**の場合、**全体が軽減税率の対象**となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります）

2

## 適用税率の判定



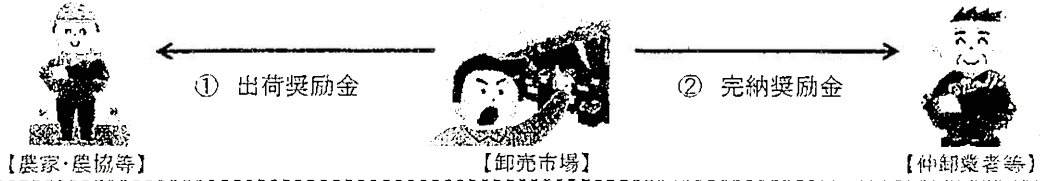
- 適用税率は、「売り手」が「販売時点」で判定する（「買い手」の用途は関係ない）  
 → 店内飲食とテイクアウト両方行うのであれば、販売時に「意思確認」などで判断
- 消費税は「取引課税」なので「売上げ」と「仕入れ」は別の取引と考える  
 → 仕入れは標準税率（10%）で売上げは軽減税率（8%）ということも、その逆もありうる
- 消費税の税額計算： 売上税額 - 仕入税額 = 納税額  
 → 売上げ・仕入れにおける税率の差は、申告を通じて精算される（仕入税額の方が大きければ還付）

3

## 出荷奨励金・完納奨励金について

【未定稿】

※ 販売する商品は全て軽減税率対象品目(基通10-1-12不可)



種類と農家等の販売形態の別		農家・農協等	卸売市場	仲卸業者等
① 出荷奨励金 ※ 良質な食品を安定的に市場に供給する対価	買取	—	—	/
	委託	役務提供の対価(売上げ) 【10%】	役務提供の対価(仕入れ) 【10%】	
② 完納奨励金 ※ 買出人の支払代理に対する対価	買取	/	役務提供の対価(仕入れ) 【10%】	役務提供の対価(売上げ) 【10%】
	委託			

(注) 上記奨励金・配当金の課税関係については、「※」に記載した性格のものであることを前提とした整理である点に留意。

### 【参考：販売奨励金の整理（消費税法基本通達より）】

(事業者が収受する販売奨励金等)

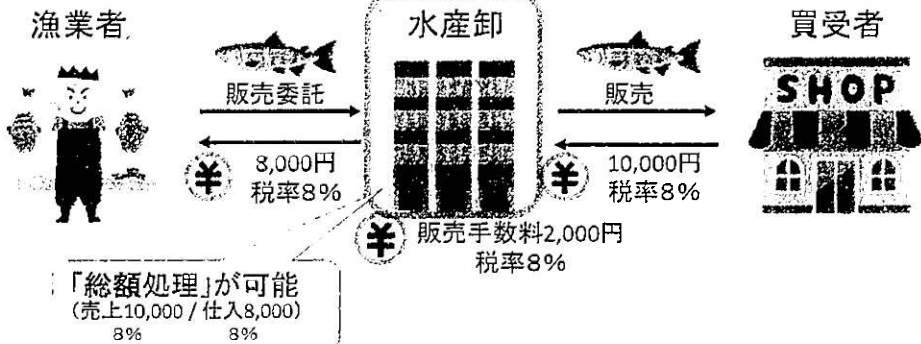
12-1-2 事業者が販売促進の目的で販売奨励金等の対象とされる課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先（課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。）から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当する。

4

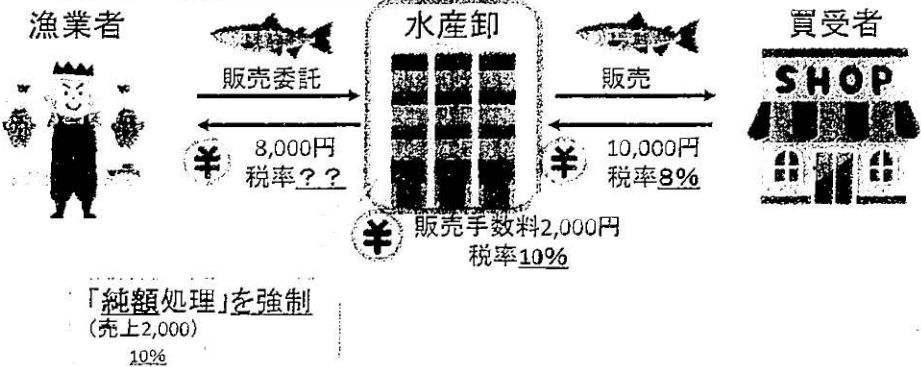
## 軽減税率通達16の取扱いについて(水産卸サイド)

【未定稿】

現行制度



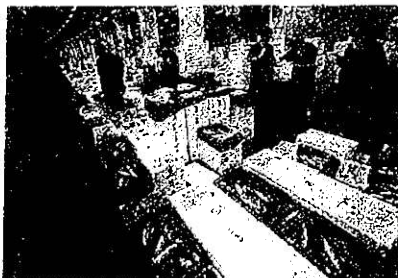
軽減税率制度実施後(軽減税率通達16の取扱い)



5

# 大幅に 軽減税率への水産荷受対応

2018年8月3日  
日刊水産経済新聞  
(1面)



委託販売が多い鮮魚の取引。軽減税率制度への  
早めの対応が求められる



## 標準税率10%

2018年10月1日の軽減税率10%への引き上げの際、同時に実施される「軽減税率制度」への対応が本誌で進んでいる。特に鮮魚も多くの産地が鮮魚卸売市場の荷受業者、卸売市場は既に水産卸卸売市場に漁産物の動きが鈍い。魚は卸売市場なので軽減税率が適用される。軽減税率への対応は卸売市場の動きが鈍い。魚は卸売市場なので軽減税率が適用される。軽減税率への対応は卸売市場の動きが鈍い。魚は卸売市場なので軽減税率が適用される。

軽減税率制度への対応は卸売市場の動きが鈍い。魚は卸売市場なので軽減税率が適用される。軽減税率への対応は卸売市場の動きが鈍い。魚は卸売市場なので軽減税率が適用される。軽減税率への対応は卸売市場の動きが鈍い。魚は卸売市場なので軽減税率が適用される。

軽減税率制度への対応は卸売市場の動きが鈍い。魚は卸売市場なので軽減税率が適用される。軽減税率への対応は卸売市場の動きが鈍い。魚は卸売市場なので軽減税率が適用される。軽減税率への対応は卸売市場の動きが鈍い。魚は卸売市場なので軽減税率が適用される。

### 軽減税率制度実施後の委託手数料の算出方法

- 軽減税率実施後、鮮魚は「軽減税率」、委託手数料は「標準税率」  
→ 仕切金額（税込）から委託手数料（税込）を算出している場合、  
委託手数料の算出方法を変更するか、検討が必要

(例) 仕切金額 10,000円、手数料率 8.5%

現行		軽減税率制度実施後	
項目	金額	算出方法	金額
適用税率	8%	税込価格から算出	8%
税抜合計	10,000	税抜価格から算出	8%
消費税額	800	税抜合計	10,000
合計額	10,800	消費税額	800
委託手数料	918	合計額	10,800
(税込)	(10,800 × 0.085)	委託手数料	935
		(税込)	(10,000 × 0.085 = 850) (850 × 0.1 = 85) 850 + 85 = 935
(参考)	850 + 68	(参考)	850 + 85
委託手数料内訳		委託手数料内訳	消費税率: 918 × 10/110 = 83 本体価格: 918 - 83 = 835
差引	9,882	差引	9,865

- 受託契約約款等の見直しを検討する必要  
(例) 第〇〇条 (委託手数料)

会社が委託者から收受する委託手数料は、取扱品目ごとの卸売金額（消費税及び地方消費税を含む金額とします。以下同じ）に次に掲げる定率を乗じて算出した金額とします・・・

本体価格が圧縮



軽減税率制度実施後の完納奨励金の考え方

- 軽減税率実施後、鮮魚は「軽減税率」、完納奨励金は「標準税率」
  - 振込額（税込）から完納奨励金（税込）を算出している場合、完納奨励金の算出方法の変更などの対応が必要
  - ※ 何らの対応もしない場合、買ったときに該当すると考えられるため留意

(例) 請求額 1,000,000円（税抜）、完納奨励金率 0.4%

現行		軽減税率制度実施後		
		算出方法	税込振込額から算出	税抜振込額から算出
適用税率	8%	適用税率	8%	8%
請求額（税抜）	1,000,000	請求額（税抜）	1,000,000	1,000,000
消費税額	80,000	消費税額	80,000	80,000
振込額（税込）	1,080,000	振込額（税込）	1,080,000	1,080,000
完納奨励金（税込）	4,320 (1,080,000 × 0.004)	完納奨励金（税込）	4,320 (1,080,000 × 0.004)	4,400 (1,000,000 × 0.004 = 4,000 4,000 × 0.1 = 400 4,000 + 400 = 4,400)
(参考) 完納奨励金内訳	4,000 + 320	(参考) 完納奨励金内訳	3,927 + 393 (消費税額: 4,320 × 10/110 = 393 本体価格: 4,320 - 393 = 3,927)	4,000 + 400

- 算出方法は変更せず、完納奨励金率を変更する対応も一案
  - ex. 完納奨励金率 0.408% : 完納奨励金（税込） 4,406  
(1,080,000 × 0.00408)

本体価格が圧縮

- 出荷奨励金でも同様の問題が生じ得る

# 放置すれば 買ったとき認定も 完納奨励金の税込み計算

2019年4月2日  
日刊水産経済新聞  
(1面)

## 軽減税率で公取委が見解

日本水産物の輸出競争力向上を促進する軽減税率制度の導入に伴い、鮮魚等の軽減税率適用品に完納奨励金を付与する事業者が増えている。しかし、完納奨励金の算出方法が軽減税率適用品に適用される場合と標準税率適用品に適用される場合とで異なる点に、公取委は注意を促している。

公取委は、軽減税率適用品に完納奨励金を付与する事業者に対し、完納奨励金の算出方法が軽減税率適用品に適用される場合と標準税率適用品に適用される場合とで異なる点に注意を促している。軽減税率適用品に完納奨励金を付与する事業者は、完納奨励金の算出方法が軽減税率適用品に適用される場合と標準税率適用品に適用される場合とで異なる点に注意を促している。

公取委は、軽減税率適用品に完納奨励金を付与する事業者に対し、完納奨励金の算出方法が軽減税率適用品に適用される場合と標準税率適用品に適用される場合とで異なる点に注意を促している。軽減税率適用品に完納奨励金を付与する事業者は、完納奨励金の算出方法が軽減税率適用品に適用される場合と標準税率適用品に適用される場合とで異なる点に注意を促している。

# 仕入税額控除について

消費税の仕入税額控除について

○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「仕入税額控除」

○仕入税額控除の要件

現行	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等(区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書(インボイス)の保存

**(ポイント)**

**軽減税率制度の実施後、仕入税額控除のために保存が必要となる請求書等が変わる！**

## 区分記載請求書等保存方式の仕組み

○ 区分記載請求書等保存方式とは

適格請求書等保存方式（インボイス制度）までの4年間、暫定的な方法として導入される仕入税額控除制度

○ 区分記載請求書とは

現行、仕入税額控除の要件とされている「請求書等」に、以下の記載事項が追加されたもの

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）

【現 行】		【区分記載請求書】
請求書		請求書
○○株式会社		○○株式会社
殊△△		殊△△
●年■月分 請求金額 43,200円	➡	●年■月分 請求金額 43,600円
■月1日 割りばし 540円		■月1日 割りばし 550円
■月3日 牛 肉 5,400円		■月3日 牛 肉 ※ 5,400円
合 計 43,200円		合 計 43,600円
		(10%対象 22,000円) ▶
		(8%対象 21,600円) ▶
		① ②
		※は軽減税率対象

(ポイント)

- ・ 区分記載請求書の“交付義務”はない
- ・ 免税事業者でも発行可能
- ・ 受領した請求書に①・②の事項がなければ自ら“追記”が可能

※ 帳簿には、「① 軽減税率の対象品目である旨」の追加が必要となる